

広島県告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第二百六十一号で認可した安芸津都市計画下水道事業安芸津公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

安芸津都市計画下水道事業安芸津公共下水道

三 事業施行期間

平成六年九月二十二日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成三十年広島県告示第二百六十一号の事業地のうち、東広島市安芸津町三津、風早地内において事業地を変更する。